

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号及び第二項第五号中「五十五万円」を「五十七万円」に改め、同条第四項第一号中（当該世帯主を除く。）を削り、同項第四号中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、平成二十六年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十五年分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三